

3. 安全管理

3-1 安全教育訓練

土木工事の実施に際し、作業の安全を確保するためには、工事関係者はもとより直接作業を行う作業員が安全に対する理解を深めることが最も重要である。

このため、標準仕様書 1-1-1-31 第 8 項で「工事着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割当て、実施内容を選択し定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。ただし、建築工事は除く。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。」と規定している。

(標準仕様書 1-1-1-31 9~11 項)

(1) 施工計画書への記載

「1. 施工計画 (9) 安全管理」を参照

(2) 実施対象の項目

- 1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- 2) 当該工事内容等の周知徹底
- 3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- 4) 当該工事における災害対策訓練
- 5) 当該工事現場で予想される事故対策
- 6) その他、安全・訓練等として必要な事項

(3) 安全・訓練等の実施状況資料の整備・保管

安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに**提示**できる体制とし、**監督員に提出する必要はない**。

なお、検査時に**提示**しなければならない。

事故原因

事故処理の経過

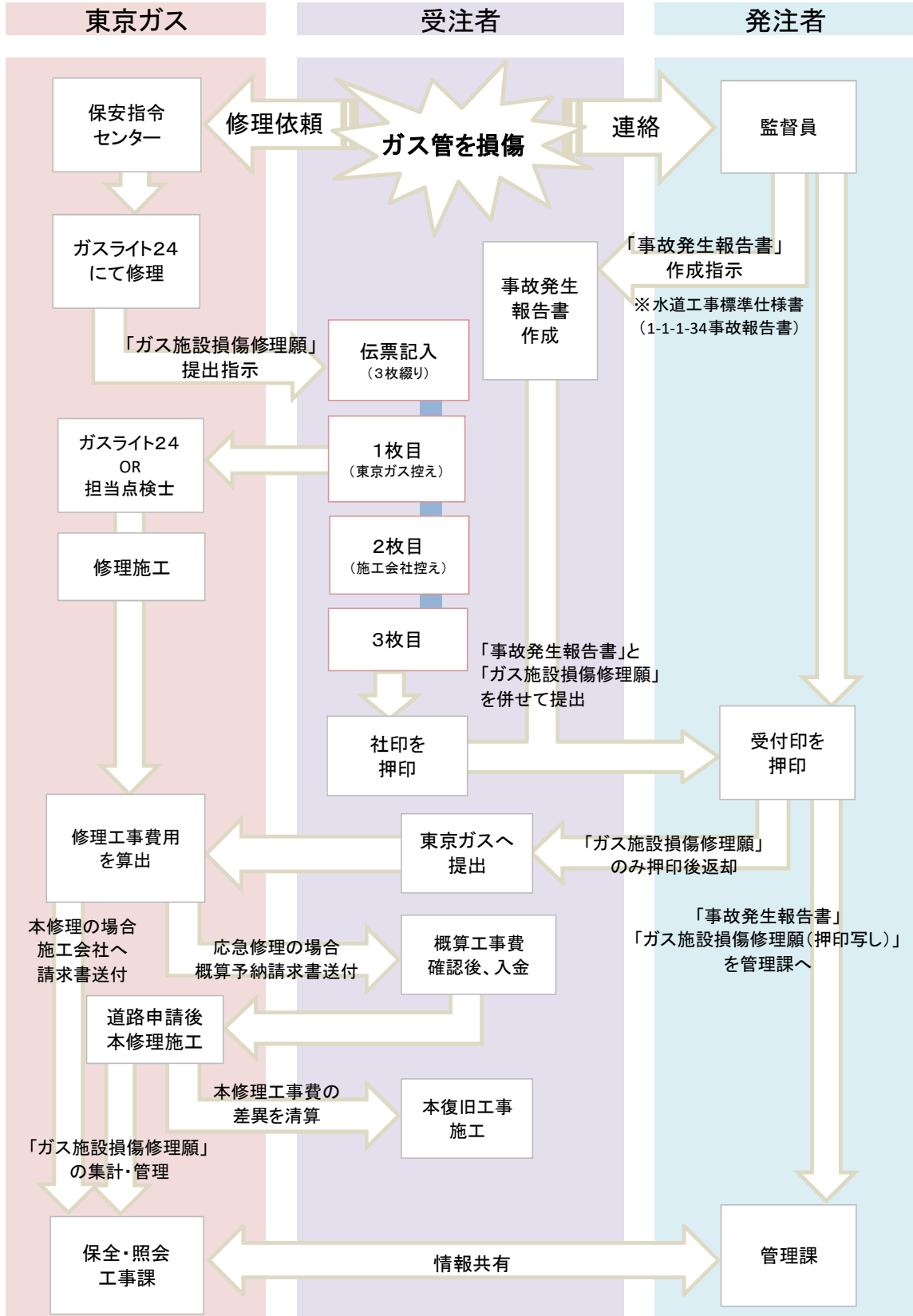
今後の対応

- (注)
1. 本報告書は工事によって発生した全ての事故について提出する。
 2. 内容については、具体的にわかりやすく記載してください。

3-2-1 事故報告書（ガス施設損傷時）

受注者は、工事中にガス管を損傷させたときは、次のフローに従って事故報告書を提出しなければならない。なお、事故報告書には、ガス施設損傷修理願を添付すること。

ガス管損傷時のフロー



捺印後東京ガスへ返却

ガス施設損傷修理願

令和 年 月 日

東京ガス株式会社
神奈川導管ネットワークセンター所長 殿

社 名 株式会社 ○○○○

住 所 川崎市○○区○○町○丁目○番地

代表者名 ○○ ○○

印
契約
印

下記ガス施設を当方の工事に依り損傷致しました。この損傷に起因する貴社の損害に
対し一切の費用を当方で負担致しますので、損傷物件の修理方お願いいたします。

なお、損傷に対する費用は貴社の指定する期日までに納入致します。

記

費用負担者	企業者名	株式会社 ○○○○		
	所在地	川崎市○○区○○町○丁目○番地		
	代表者	○○ ○○	TEL 044-000-0000	
事故発生日	令和 年 月 日 時 分			
事故発生場所	川崎市○○市○○町 ○丁目 ○番地 ○号			
工事の種類	水道管布設工事			
損傷状況	①折損 2.亀裂 3.誤穿孔 4.誤切断 5.管の変形 6.継手濡れ 7.塗覆装 8.水取り立管 9.その他			
ガス施設種類	圧力 中圧 A・B 低圧 供給管	管種 PE	口径 30 mm	

※ 上記の印は社印を押して下さい。現場事務所にて社印を押せない場合は、後日押印
のうえ下記弊社あてにご持参、あるいは送付願います。

送付先 〒220-0024 横浜市西区西平沼町5-55 (TEL 045-313-8005)

東京ガス㈱

神奈川導管ネットワークセンター 保全・照会工事グループ

修理工事費用負担者のお支払い先は、現場事務所等はさげ、本店あるいは支店等
のお支払い部所をご記入願います。

この枠内は監督員が記入

現場責任者サイン △△ △△

連絡先電話番号 044-000-0000

第○配水工事事務所

受 4.9.14付

第○○号

神奈川導管ネットワークセンター				
所	G	T		担
長	M	L		当
				者

(欄)

3-3 その他留意事項

受注者は、工事履行中において監督員が確認する「施工プロセスのチェックリスト」に記載されている次の5項目の資料について、監督員から求められた場合に**提示すればよく、提出する必要はない。**

- (1) 災害防止協議会活動記録
- (2) 店社パトロール実施記録
- (3) 安全訓練実施記録
- (4) 安全巡視、TBM、KY実施記録
- (5) 新規入場者教育実施記録

4. 工程管理

4-1 工程管理

(1) 工程管理の目的

工程管理は、施工計画で選定された工法、資機材の調達計画等を基に作成された実施工程表を用いて、工事の進捗管理を通じて施工計画と施工実態の差異を把握、修正することにより、適正な施工条件と工事進捗を確保し、もって、工期内に完成させることを目的として行うものである。

また、工程管理は受注者の責任において管理するものであるが、発注者の側からみれば工期内に適切な進捗で、十分な品質・精度のもとに施工されていく工事過程の把握、確認行為である。

一方、受注者側から考えれば、更にこれに工事経営の要素が加えられ、最小の費用で最大の生産をあげるために工事を管理して進めていくことであるといえる。

水道工事の場合は、受注者において当初の工程計画を慎重に立案しても途中で何回となく検討修正され完成に導かれることもあることから、これらの修正は契約変更時点とは関係なく、事態に則して行う必要がある。

(2) 工程計画

工程計画は、施工方法の選定とともに工事計画の核をなすものであり、単に着工から完成までの各工種について時間計画を作るものではなく、施工計画で検討された工法と資機材の調達計画等を具体化して、適正な組合せ及び配置を決め、ムリ、ムダ、ムラを除いた実施工程表を作成する。

工程計画の作成は、施工計画の一環として施工方法の選定等と同時に行われるが、作成手順としては一般に次の手順で行われる。

- 1) 工種の分類に基づき各工種別工事について施工手順を決める。
- 2) 各工種別工事の適切な施工期間を決める。
- 3) 施工条件、工程条件等を考慮しつつ、全部の工種別工程の調整を行う。必要に応じて施工方法等の変更を検討する。
- 4) 全工期を通じて、労務、資材、機械の必要数をならし過度の集中や待ち時間が発生しないよう工程を調整する。
- 5) 以上の結果を工程表に表す。

工程計画を立案するにあたって、制約条件として整理すべき事項は次のものがある。

契約条件による工程計画の拘束要因

- ① 着手時期の条件、部分検査（既済検査、中間検査、部分使用等）、完成時の条件、用地条件、その他仕様書で条件明示のある事項。
- ② 現場条件による工程計画の拘束要因
気候（梅雨、台風シーズン、降雪時等）、作業時間の制約（関係機関及び地元との調整、施工条件等）、作業不稼働日に関する事項（法規制、正月休み等）、他の工事との調整（近接工事、占有工事等）など。

③ 調達条件による工程計画の拘束要因

労務管理に関するもの（正月休暇、夏期休暇等）、資材管理に関するもの（転用計画、納入時期等）、機械管理（特殊機械等の納入時期）など。

④ 各工種ごとに基準作業量、天候の影響の有無、施工の短縮可能作業・不可能作業の区分、追加機材等の難易、各工種の作業の連続性等を考慮して、主要工種、数量の多い工種、特殊な技術を要する工種を中心に、工程上のネックを明確にし、なるべく主要工種、数量の多い工種などでネックを作らないようにする。

(3) 工程表及び工程管理

工程表の作成様式には、横線式工程度（バーチャート、ガントチャート）やネットワーク手法等各種あるが、その工事に見合った様式により実施工程表を作成する。ただし、応急工事や維持工事（補修的工事）等の当初計画工程の策定が困難なものについては実施工程表を省略することができる。

- 1) 工種、種別、細別の区分の記載内容は、工事数量総括表を基に整理する。但し、工種、種別、細別の配列は施工順序を考慮し、関連工事をグルーピングする。
- 2) 各工種、種別、細別のごとに作業開始、終了時期だけでなく、基準作業量を記入し、計画と実績が対比できるようにすることが望ましい。
- 3) 実施工程表の出来高数値は記載しないものとするが、曲線式工程表（総合工程）には、月単位の出来高率を記入する。
- 4) 先行指示日、工事一部一時中止期間、あるいは契約変更日等の当該日付でフォローアップを行うときには、工程表の下欄等の当該事項を明記する。
- 5) 必要により晴雨表を明記する。

この工程表は、工事の主要な工程毎に区分して施工順序を組み合わせ、全体的に工期を満足させる様に作成したものである。これにより、工事全体の進捗状況、あるいは全体工程の中のクリティカル部分を判断するのに用いられる。また、全体工程の中の重要部分だけを取り出してその中の各部分をさらに詳細に組み立てて管理を行う部分工程表を作成する場合もある。

(4) 工程管理

工程管理の内容として、進捗管理と作業量管理がある。

- 1) 工事の進捗管理としては、イ) 工程表による進捗管理、ロ) 工程曲線による進捗管理がある。

工程表による進捗管理は、計画と実績の対比が簡単であるが、一つの工程の遅れが他の工種や最終工期に、どのように影響するかを簡単に把握することは困難であるので、個々の作業量と標準作業量との比較を行う作業量管理を適正に行い、一工種の遅れが他工種に影響しないための対応や、極力関係する業務は、それ毎の工種ごと区分による工程表により工程管理を行うことが望まれる。

工程曲線による進捗管理は、予定出来高曲線と実績出来高曲線との対比で行い、工事の進捗を大局的にとらえられるが、工程表による進捗管理と同様の注意が必要となる。

- 2) 作業量管理は、作業標準を維持していくミクロ的な管理で、個々の作業標準作業と実績を比較することにより、当該作業の問題点等を発見し、その原因を追及、分析して施

工計画の問題点の改善を図るもので、単に工程のみでなく、それが前提としている施工速度、施工効率を管理するものである。実施にあたっては作業内容により日単位、週単位、1サイクル単位等の適正な期間を設けて行うものとする。

工程管理は、進捗管理、作業量管理の手法を使い、単に工期内完成を目的とするだけでなく、これらの管理を通じて、施工計画の問題点の把握や改善策を図ることにより、適正な作業量、作業時間を確保し、もって安全で所定の品質の確保、経済的な工事を行わせる重要な施工管理の一項目である。

(5) 工程表提出に関する留意事項

1) 工事週報（標準仕様書 1-1-1-29 履行報告）

- ① 工事週報は、監督員が工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行うための書類であり、提出しなければならない。
- ② 現場施工した日については、工事進行図を施工した日数分添付すること。

2) 実施工程表（水道工事施工管理基準）

- ① 実施工程表は、受注者が円滑な工事実施とその統制を図るためのものであることから監督員への**提出は必要とせず提示**でよい。しかし、監督員が必要と認めた場合には、速やかに提出をすること。
- ② 実施工程表は、受注者が実際現場の工程管理で作成しているものを**提示**することで差し障りはない。
- ③ **維持工事や緊急工事等の当初計画工程の策定が困難なものについて実施工程表を省略することができる。**

4-1-1 工事週報

受注者は、工事週報を作成し提出すること。また、現場施工をした日については、工事進行図を現場施工した日数分添付すること。

工事週報（１）（管路工事）（指定様式・記載例）

一般監督員	主任監督員	総括監督員

工 事 週 報 （ １ ）

施 工 年 月 日							
自	令和 年 月 日 ()	至	令和 年 月 日 ()				
契 約 番 号	1234567890						
工 事 名	〇〇丁目400mm～100mm配水管布設替工事						
受注者	商号又は名称	株式会社 〇〇〇〇					
	現場代理人名	〇〇〇〇					
工種	単位	出来高	累計出来高	工種	単位	出来高	累計出来高
管布設工							
GXφ100	m	29.9	420.5				
弁設置工							
7トシール仕切弁φ100両受	基	1	4				
栓設置工							
空気単口消火栓	箇	1	3				
給水管付替工							
分水栓100×25	箇所	2	16				
作業内容	管布設工（令和〇年〇月〇日）						
指示及び打合せ事項	令和〇年〇月〇日φ200×φ200断水連絡に関する連絡部計画図及び連絡部工程表を施工の1週間までに提出する。						
稼 動 人 員							
職 種	員 数	職 種	員 数				
特殊作業員	5 人	交通誘導警備員B	10 人				
普通作業員	30 "						
運転手（特殊）	5 "	継続用紙が続くときは、通し番号を記入					
配管工	10 "						

（注） 現場施工した日については、工事進行図を作成し、工事週報に添付すること。 No. 1

工事進行図は、現場施工した日数分添付すること。

(5日現場施工した場合は、5枚添付する。)

工事進行図 (1) (管路工事) (指定様式・記載例)

工事進行図 (1)

施行日	令和	年	月	日 ()	時間帯	: 昼 夜
工事施工図						
日計 布設延長 φ100 L=29.9m						
使用材料						
品名	形状	単位	数量			
直管 (GX)	φ100×4000	本	6			
甲切管 (GX)	φ100×1000	本	1			
甲切管 (GX)	φ100×1150	本	1			
乙切管 (GX)	φ100×800	本	1			
曲管 (GX)	φ100×45°	箇	2			
T字管 (GX)	φ100×φ100	箇	1			
ソフトシール仕切弁 (GX)	φ100 (両受)	基	1			
空気単口消火栓	φ75	箇	1			
ライナ (GX)	φ100	箇	4			
切管用挿口リング (GX)	φ100キャビンネジタイプ	箇	3			
ポリエチレンスリーブ	φ100×5m	枚	6			
固定用ゴムバンド	φ100	箇	18			
明示テープ	年入り20m巻	巻	3			
管明示シート	400mm×50m	巻	1			

(注) 1. 撤去品等は朱色とする。
 2. 監督員に確認を求められた場合は、速やかに提示すること。
 3. 工事場所が広範囲の場合は、別途施工案内図を添付すること。

一般監督員	主任監督員	総括監督員

工 事 週 報 （ 2 ）

施 工 年 月 日			
自	令和 年 月 日 ()	至	令和 年 月 日 ()
契 約 番 号	1234567890		
工 事 名	〇〇浄水場 機械電気設備工事		
受注者	商号又は名称	株式会社 〇〇〇〇	
	現場代理人名	〇〇 〇〇	
作業内容			
〇〇配水流量計の設置と、流量計から〇〇電気室の計装盤までの配線を行った。			
指示及び打合せ事項			
〇〇盤のインターフェース試験は、打合せの結果、8月20日に行うこととなった。			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 継続用紙が続くときは、通し番号を記入 </div>			
稼 動 人 員			
職 種	員 数	職 種	員 数
電工	10 人		人
技術者	8 "		"
	"		"
	"		"
	"		"

(注) 現場施工した日については、工事進行図を作成し、工事週報に添付すること。

No. 1

工事進行図は、現場施工した日数分添付すること。

(5日現場施工した場合は、5枚添付する。)

工事進行図(2) (構造物・設備工事等) (指定様式・記載例)

工事進行図(2)

施工日	令和	年	月	日	()	時間帯	: 昼	夜
-----	----	---	---	---	-----	-----	-----	---

工事施工図

工事種別	施工内容
電工	電線管設置・ケーブル配線作業

(注) 1. 撤去品等は朱色とする。
 2. 監督員に確認を求められた場合は、速やかに提示すること。
 3. 工事場所が広範囲の場合は、別途施工案内図を添付すること。

5. 品質・出来形管理

5-1 品質管理

(1) 品質管理の目的

水道工事では、一般に工事に使用する材料の形状寸法・品質や目的物の品質・規格が仕様書又は図面に明示されており、受注者は示された品質・規格を十分満足し、かつ経済的に生産するため自主的に管理を行う必要がある。

品質管理を行うための必要条件としては、次の条件が与えられる。

1) 規格を満足していること。

2) 工程が安定していること。

以上2つの条件を同時に満足していることが必要である。

(2) 水道工事における品質管理

受注者は、品質を「水道工事施工管理基準」及び「水圧試験施工基準特記仕様書」で定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

(3) 品質管理における是正措置

受注者は、測定（試験）値が設計（規格）値に対し偏向を示して、バラツキが大きい場合は、直ちに原因を究明し、改善を図らなければならない。

また、受注者は、測定（試験）値が規格値を外れた場合には、直ちに原因を究明し、改善策をたて、監督員に報告の上、その指示を受けなければならない。

(4) 品質管理基準適用の留意点

ア この品質管理基準は、水道工事に使用する材料の品質と現場での施工に対する試験（測定）種目と、その管理基準を定めたものであり、各工種の試験（測定）基準により品質管理表等を作成しなければならない。

イ 道路復旧等の品質管理基準は、各道路管理者の定める基準によらなければならない。

ウ 本品質管理基準以外の品質管理については、「川崎市土木工事施工管理基準」に準拠するものとする。

エ コンクリート工事の品質管理は、「川崎市土木工事試験実施要領」において公的試験機関にて実施しなければならない試験項目があるため、留意しなければならない。

(5) 各工種及び試験（測定）項目等

受注者は、品質管理に当たっては、監督員が現地において立会い又は確認する工種及び試験（測定）項目等について工事着手前に協議しなければならない。

(6) 主に作成する品質管理資料

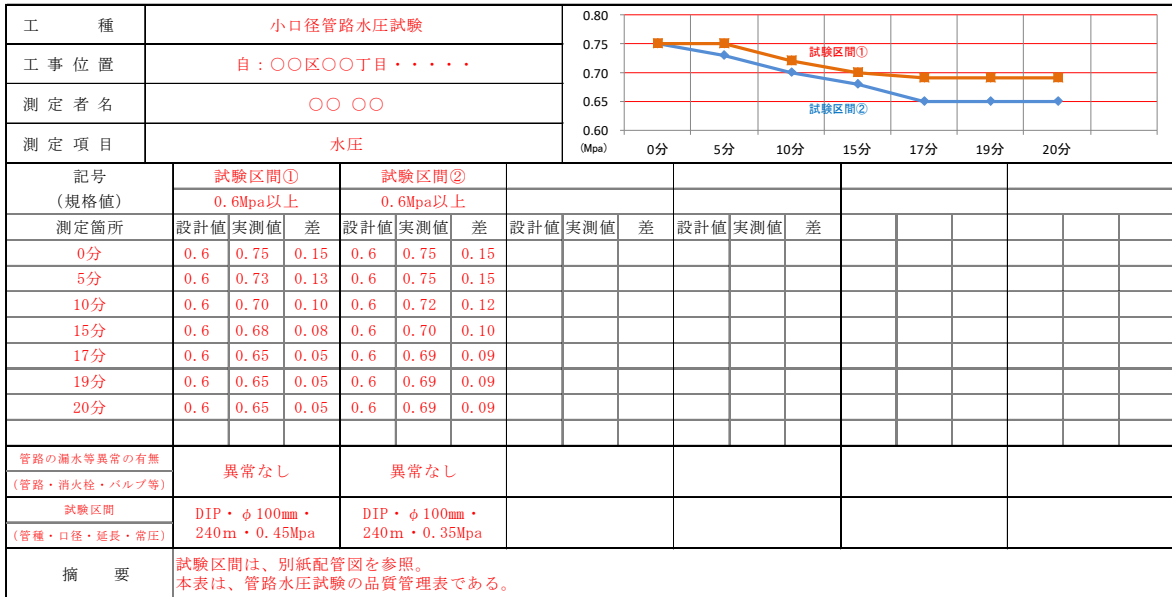
ア 品質管理表

イ 水圧試験報告書（品質管理表）

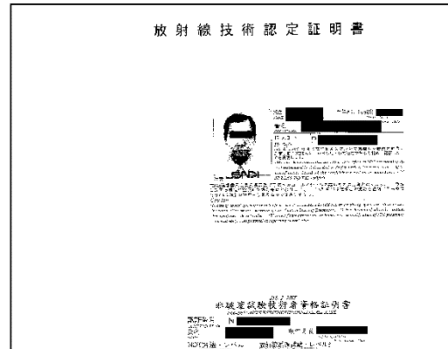
ウ 各種試験成績表 ※管理項目によっては必須

※その他詳細事項については、「水道工事施工管理基準」及び「水圧試験施工基準特記仕様書」の品質管理について参照すること。

品質管理図表



各種試験成績表 (放射線検査成績書例)



放射線検査成績書

川崎市上下水道事業管理者 御中

株式会社 [Redacted]

MATERIAL INSPECTION SERVICE

依頼 工事番号	工 事 名 称	主任 係長	検査者
3Y-21-188	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
検査年月日	2024.2.2~2.3	装置・無垢寸法	55066-S-II 2.0×2.0 mm
測定標準	JIS-Z-2104	異常フィルム検出確率	600mm~240mm
検出対象物	鋼管	電圧・電流・時間	145~150kVp 5 uA 30.24sec
材 質	STR400	フィルム・感光数	FUJI F109 Pb 0.03 mm
管径・板厚	1100A, 100A 10.0, 4.5mm	透過度計・検調計	F02, F025 15 3F
撮影方法	内鳴フィルム 二重曝露両面撮影	現 像 条 件	4411D-2 39 °C 5 min

①

②

検査点	分類	寸法の単位	寸法の種類	規定	備考	寸法の単位	寸法の種類	規定	備考
51	A	1		合格					
52	A	2	1	NG	合格				
			以下	余白					

B・H: プローホール P: バイアス・I: スラグ混入 M: T・P-割合不足 T・P-露出不足
T: タンダステン C: 割れ その他

株式会社 [Redacted]

5-1-1 継手チェックシート

受注者は、ダクタイトル鉄管の継手の接合後、継手チェックシートを作成し、速やかに監督員へ提出しなければならない。なお、継手チェックシートの様式は、日本ダクタイトル鉄管協会のホームページから入手できる。また、継手チェックシートは、消火栓等の付属設備におけるフランジ継手についても作成すること。

継手チェックシート（指定様式・記載例）

GX形継手 チェックシート(直管・P-Link)		年 月 日															
工事名		<table border="1"> <tr> <td>配管工</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>		配管工													
配管工																	
図面No.・測点																	
呼び径																	
1 直管	<table border="1"> <caption>b寸法の合格範囲</caption> <tr> <th>呼び径</th> <th>合格範囲(mm)</th> </tr> <tr> <td>75</td> <td>71-79</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>96-104</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>141-149</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>191-199</td> </tr> </table>	呼び径	合格範囲(mm)	75	71-79	100	96-104	150	141-149	200	191-199	2					
呼び径	合格範囲(mm)																
75	71-79																
100	96-104																
150	141-149																
200	191-199																
3 P-Link 継手	<table border="1"> <caption>b寸法の合格範囲</caption> <tr> <th>呼び径</th> <th>合格範囲(mm)</th> </tr> <tr> <td>75</td> <td>64-83</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>67-88</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>81-102</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>83-104</td> </tr> <tr> <td>250</td> <td>93-114</td> </tr> <tr> <td>300</td> <td>10-80</td> </tr> </table>	呼び径	合格範囲(mm)	75	64-83	100	67-88	150	81-102	200	83-104	250	93-114	300	10-80	4	
呼び径	合格範囲(mm)																
75	64-83																
100	67-88																
150	81-102																
200	83-104																
250	93-114																
300	10-80																
<p>確認印の押印は、原則として次の者が行うこととする。なお、配管工などの記載がないチェックシートについてもこれに準じる。 配管工 ⇒ 届出のあった「配水管工」</p>																	
管 No.																	
管の種類																	
略図/ライナ																	
継手 No.																	
挿し口突部の有無	← 挿し口突部の「有」「無」の区別を記入する。 ※挿し口突部が「有」の場合は、必ずしもは挿し口のリングを使用する。																
清掃・異物の除去	← 接合要領書に従って、管を清掃したら「OK」を記入する。																
ライナの位置確認(8部)※1	← ライナが受口奥部に当たっていたら「OK」を記入する。		5 6														
受口溝(ソケット)の確認	← 接合要領書に従って、受口溝、P-Linkおよびソケットを確認したら「OK」を記入する。(直管受口の場合)																
挿し口の挿入量の明示	← のみ込み量の実測値(X)を白線で明示したら「OK」を記入する。(P-Link/ライナ付直管受口の場合)		4 5														
爪、挿しボルトの確認(P-Link)	← 接合要領書に従って、爪および挿しボルトを確認したら「OK」を記入する。(P-Linkの場合)																
清 剤	← 接合要領書に従って、清剤を塗布したら「OK」を記入する。																
マーキング(白線)位置の確認※2	← マーキング(白線)位置が全周にわたり受口端面の位置にあれば「OK」を記入する。		4 5														
挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離の確認(異形管挿し口)※3	← 挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離が全周にわたり10mm以下であれば「OK」を記入する。		6														
マーキング(白線)の明示(異形管挿し口)※4	← 挿し口外周に受口端面位置の白線を明示したら「OK」を記入する。		6														
受口端面へゴム輪間隔(b)※5	← 全周にわたって寸法が合格範囲に入っていれば「OK」を記入する。																
	①		1														
	②																
	③																
	④	← ④のように、受口端面からゴム輪までの間隔(b) (mm)を記入する。		3													
	⑤																
	⑥																
⑦																	
受口端面へ白線間隔(a)※6	← ①のように、受口端面から白線までの間隔(a) (mm)を記入する。		2														
	②		4														
	③	← ③のように、受口端面からP-Link直管受口端面までの間隔(a) (mm)を記入する。															
	④																
挿しボルト	本数	← 締め付けた挿しボルトの本数(本)を記入する。(P-Linkの場合)															
	トルク確認	← 挿しボルトを規定のトルク(100N・m)で締め付けられれば「OK」を記入する。(P-Linkの場合)	4														
判定	← 全てのチェック項目を満足していれば「OK」を記入する。																
備考																	

判定基準 : ※1 ライナが受口奥部に当たっていることを確認する。
 ※2 接合直後にマーキング(白線)位置が全周にわたり受口端面の位置にあるか確認する。
 ※3 挿入量目安線(赤線)と受口端面間距離が全周にわたり10mm以下であるか確認する。
 ※4 挿し口外周へ受口端面位置の白線を表示したか確認する。
 ※5 受口端面へゴム輪間隔(b)が表に示す合格範囲内であること、また、曲げ接合してチェックゲージがゴム輪位置まで挿入できない場合は、チェックできなかったことを記載する。
 ※6 P-Linkの場合、受口端面からの間隔(a)を記入する。

5-2 出来形管理

(1) 出来形管理の目的

受注者は、水道工事で施工された目的物がその機能を有し出来形が確保され、発注者の意図する契約条件に適合した工事を実施しなければならない。

出来形管理は、水道工事施工管理基準の中で各工種の測定項目を定めた出来形管理基準や出来形に対する合否の判定の規格値を規定しており、それらの基準を遵守し管理を行い契約条件に十分満足するものでなくてはならない。又、不可視部分の構造物については工事完了後明確に確認できるよう出来形（写真を含む）等の整理をすることが大切である。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を水道工事施工管理基準で定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

(3) 規格値（基準値）

受注者は、水道工事施工管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値（基準値）を満足しなければならない。

(4) 出来形管理基準適用の留意点

ア この出来形管理基準は、検査に必要な最小限の基準である。従って各工事においては、原則として、起・終点及び各測点（No）ごとの測点管理を行い、その内から各工種の測定基準により出来形管理表等を作成するものとする。

イ 延長で管理するもののうち施工延長が 40m 以下のものについては、1 施工単位当たり 2 箇所を測定しなければならない。

ウ 基準高の表示：次頁以降の適用欄に図示した▽印の位置を基準高としなければならない。

エ 管理位置については、あらかじめ施工計画書に記載しなければならない。

オ 道路復旧等の施工管理は、各道路管理者の定める基準によらなければならない。

カ 本出来形管理基準以外の出来形管理については、「川崎市土木工事施工管理基準」に準拠するものとする。

(5) 主に作成する出来形管理資料

出来形管理図表

※その他詳細事項については、「水道工事施工管理基準」の出来形管理について参照すること。

出来形管理図表 (任意様式・管布設記載例)

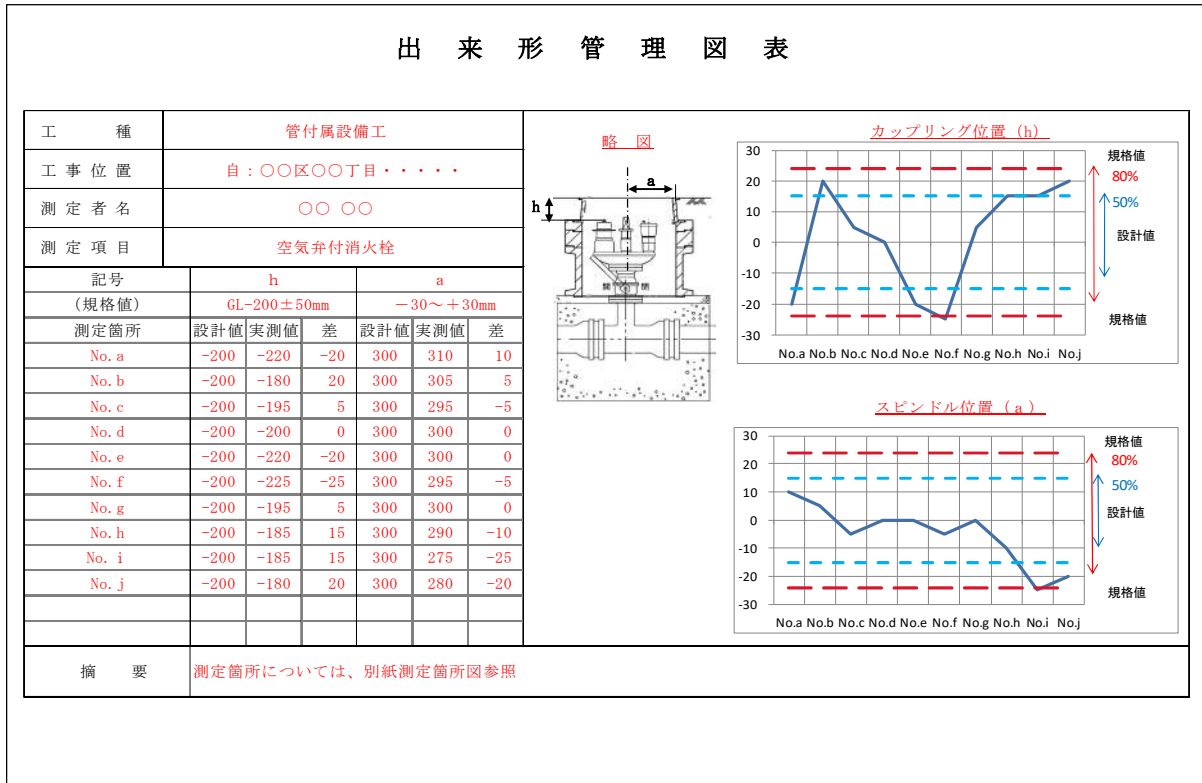
出来形管理図表						
工 種	管布設工					
工事位置	自：〇〇区〇〇丁目・・・・・・					
測定者名	〇〇 〇〇					
測定項目	布設					
記号	h1			S2		
(規格値)	-30~+30mm			-30~+30mm		
測定箇所	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差
No. 1	800	821	21	1500	1523	23
No. 2	800	810	10	1500	1517	17
No. 3	800	812	12	1500	1526	26
No. 4	800	804	4	1500	1512	12
No. 5	800	798	-2	1500	1501	1
No. 6	800	789	-11	1500	1497	-3
No. 7	800	792	-8	1500	1502	2
No. 8	800	803	3	1500	1490	-10
No. 9	800	814	14	1500	1495	-5
No. 10	800	807	7	1500	1488	-12
摘 要	測定箇所については、別紙測定箇所図参照					

略 図

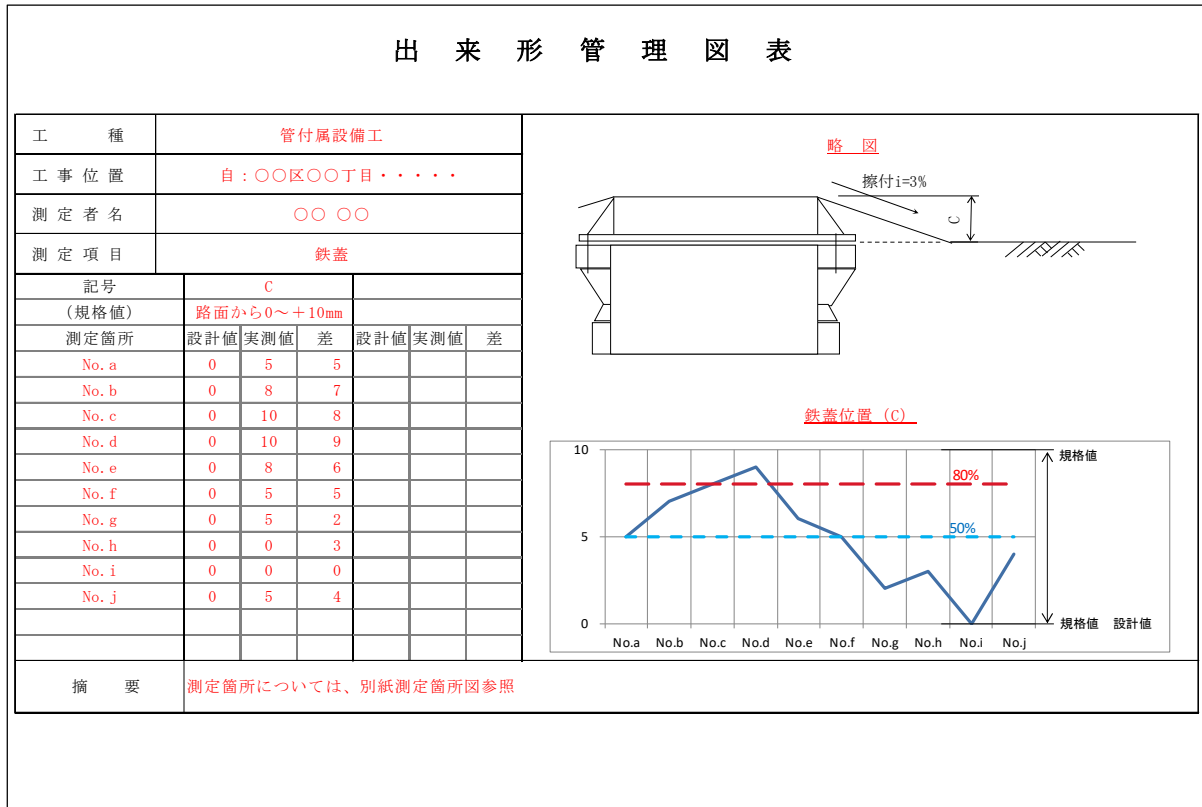
±被り (h1)

占用位置 (S2)

出来形管理図表 (任意様式・空気弁付消火栓記載例)



出来形管理図表 (任意様式・鉄蓋設置記載例)



出来形管理表 (任意様式・撤去記載例)

出 来 形 管 理 表						
工 種	管撤去工			口 径	200mm	
測 定 者 名	〇〇 〇〇			設 計 値	638.1m	
測 定 項 目	延長 (撤去・使用廃止)			実 測 値	639.7m	
規 格 値	設計値以上			差	+1.6m	
工区	年月日	実測値	備考	工区	年月日	実測値
1工区	令和2年11月16日	50.3				
"	令和2年11月17日	46.8	撤去延長(管芯)			
"	令和2年11月18日	33.3				
"	令和2年11月19日	51.6				
"	令和2年11月20日	44.5				
"	令和2年11月23日	42.8				
"	令和2年11月24日	48.8				
2工区	令和2年11月25日	56.3				
"	令和2年12月2日	21.5				
1工区	令和2年12月13日	13.3	残置延長L=13.3m			
3工区	令和2年12月21日	47.7				
"	令和2年12月22日	49.6				
"	令和2年12月23日	46.5				
3工区	令和3年1月11日	50.1				
"	令和3年1月12日	36.6				
摘 要						

設計変更値
(平面延長)

実測値の合計

実測値-設計値

撤去延長(管芯)

残置等分かるよ
うに記入

相手管とは、布設替
路線外の管

5-2-1 舗装面積求積図

受注者は、舗装工事出来形管理特記仕様書が適用となった工事については、舗装面積求積図を提出しなければならない。

(舗装工事出来形管理特記仕様書)

舗装面積求積図 (任意様式・記載例)



5-3 写真管理

(1) 写真管理の目的

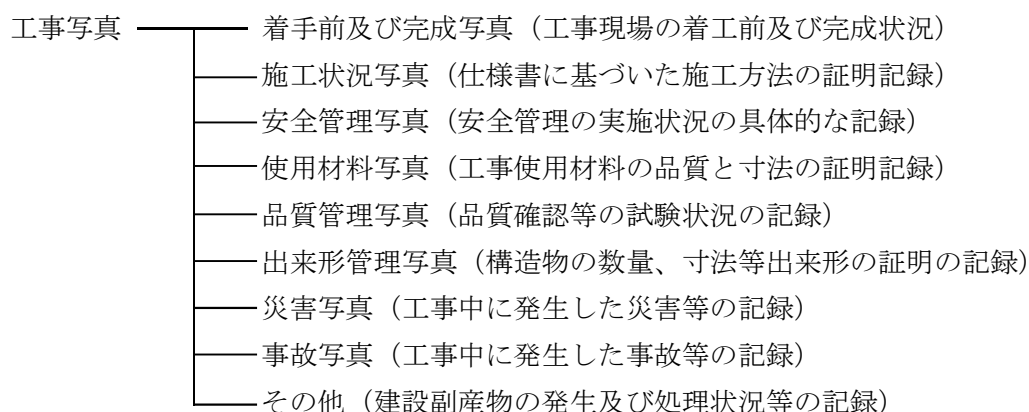
水道工事では、その工事目的物が完成後隠れて見えなくなる部分いわゆる不可視部分が多い。従って、後日使用材料の品質、構造物の寸法が設計図どおりであること、また工事の施工方法が仕様書に基づいて行われたこと等を証明し説明するもの、工事完成後不可視となる出来形確認の証明資料、さらには工事の各施工段階における施工状況を残すという意味でも工事における写真管理は重要なものである。

(2) 水道工事写真管理基準

工事写真の原本を電子媒体で提出する場合は「川崎市電子納品要領」及び「電子納品に係る補完説明資料」に基づき整理し提出するものとし、この場合、基本的には、紙媒体の工事写真帳の提出は不要であるが、監督員が紙媒体の写真帳の提出を求める場合がある。

工事写真の撮影は、工事施工記録と、工事完成後外面から確認できない箇所の出来形確認及び各施工段階の施工状況等を知る上で重要なものであり、受注者は水道工事写真管理基準に則り実施しなければならない。

工事写真にあたっては、水道工事写真管理基準に基づき工事区域全般についてその内容を把握できるような下図の分類によって撮影し、整理し監督員に提出しなければならない。



(3) 工事写真の提出に関する留意点

1) 下記の場合は写真の撮影を省略できる。

- ① 品質管理写真について、公的機関で実施した品質証明書を保管整備できる場合は撮影を省略するものとする。
- ② 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況の判別できる写真を項目ごとに1回撮影し、後は撮影を省略することができる。
- ③ 監督員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。

2) 写真の原本を電子媒体で提出する場合の標準仕様等は「川崎市電子納品要領」及び「電子納品に係る補完説明資料」を参照。

(4) その他

撤去管の延長に関する写真管理は、その日のうちに撤去した配水管や仕切弁等を荷台や平らな場所に並べて撮影するものとする。また、1枚で収まらない場合は、複数枚撮影するものと

する。

なお、撤去管にスプレー等で延長を書き、下図のとおり、黒板にその日の集計を記載するものとする。その他、週報に撤去場所並びに撤去延長がわかるように作成するのが望ましい。

工事名	〇〇丁200mm～100mm配水管布設管工事		
工事場所	自: 至:	撮影年月日	
工種		位置	No.
略図 寸法	1工区 口径：200mm		
	L=50.3m		
	(4.5 + 3.3 + 2.6 + 6.8 + 5.5 + 4.6 + 5.1		
	+ 5.4 + 4.3 + 5.8 + 2.4)		
	施工者 〇〇株式会社		

※その他詳細事項については、「水道工事写真管理基準」を参照すること。

6. 支給品・発生品

受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

受注者は、工事完成時（完成前にあっても工事工程上支給品の精算が行えるものについては、その時点）には、使用数量が確認できる書類を監督員に提出しなければならない。

6-1 支給材料（受領・返納）書／支給材料整理表

受注者は、上水道用配管材料の支給については、次の各項に従うこと。

6-1-1 支給材料受領書

(1) 提出

受注者は、支給材料の受領の際、品名、数量を確認の上、支給材料受領書を監督員に提出する。

支給材料の請求書については、書面で取り交わす必要はなく、14 日前までに監督員へ連絡の上、受領後に支給材料受領書を監督員へ提出すればよい。

(標準仕様書 1-3-1-1 2.支給材料の請求)

(標準仕様書 1-3-1-2 4.支給材料受領書)

6-1-2 支給材料整理表

(1) 支給材料の管理

受注者は、支給材料整理表を備えて、支給材料の受領及び使用の都度記入し、管理する。

(2) 提出

受注者は、監督員の指示により、支給材料整理表を監督員に提出する。

(標準仕様書 1-3-1-2 5.支給材料の管理)

6-1-3 支給材料返納書

(1) 提出

受注者は、支給材料に未使用品が生じた場合は、支給材料返納書を監督員に提出する。

(2) 返納品の取扱い

受注者は、未使用品の取扱いについて監督員から指示を受けること。

(標準仕様書 1-3-1-4 支給材料の返納)

7. 工事検査

7-1 検査の種類

水道工事における検査には、抜打ち検査を除き次の種類がある。

(川崎市上下水道局請負工事検査規程 第3条 検査の種類等)

(1) 完成検査

工事の完成に伴い、受注者から発注者へ工事目的物の引き渡しを行う最終段階の検査である。

この検査では、完成した工事目的物が設計書に示された品質、出来形等に適合して完成しているかどうか、契約履行の完了の確認を行う。検査の結果が適合であれば工事目的物の引き渡しが行われ、代価の支払いがあつて契約は完了となる。

(2) 既済部分検査

契約工期内の定められた時点における契約で定められた出来高があるかどうかを確認して、出来高に応じた代価を支払うために行う施工途中段階での検査である。

検査の結果、契約で定められた出来高が確認されれば出来高に応じた代価が支払われる。出来高と認められた工事の完了部分は、発注者側へ引き渡されることはなく受注者において引き続き管理することになる。

(3) 一部完成検査

施工途中に、工事の一部が完成したとき又は契約図書においてあらかじめ指定された部分(指定部分)の工事目的物が完成した場合に行う検査である。

検査の結果が適合であれば、指定部分の引き渡しが行われ、代価が支払われる。ただし、全ての工事が完成したわけではないので契約は継続されることになる。従つて、指定部分に限ってみれば完成検査と同じ検査ということになる。

(4) 中間検査

契約図書において、あらかじめこの検査を実施する旨を明記しておき、発注者が必要と判断したときに行う施工途中段階の検査である。

検査は、主たる工種が不可視となる工事の埋め戻し前など、施工上重要な変化点などや部分使用する場において設計図書との適合を確認しておき、できるだけ手戻りを少なくするなどの目的で行なう。

検査結果が適合であっても代価の支払いや引き渡しはない。検査は発注者が必要と認めたとときに行なう。検査日については工事工程等との調整もあることから受注者の意見を聞いて決めなければならない。

7-2 完成検査

完成検査は、工事の完成を確認するための検査であり、受注者からの工事完成届を受けた日から 14 日以内に検査を完了し、検査結果を通知することになっている。完成検査に合格すれば、受注者から発注者へ工事目的物を引き渡す。また、検査合格後、受注者からの請求を受け、発注者から工事代金の支払いがされる

(標準仕様書 1-1-1-24 工事完成検査)
(工事請負契約第 32 条 検査及び引渡し)

工事完成時の契約関係書類提出一覧 (受注者)

番号	書類名	摘要
1	工事完成届	工事完成時に提出
2	工事引渡書	検査合格後に提出
3	請求書・支払金口座振替依頼書	検査合格後に提出

また、受注者は、工事完成届提出までに次の書類を納品しなければならない。

(1) 工事完成図

管路工事の場合は、「管路工事完成図作成の手引き (川崎市上下水道局 HP 掲載)」を参照し、完成図を作成すること。

(2) 完成図書 (機械・電気設備工事の場合)

完成図書については、標準仕様書 3-1-4-2 「完成図書等の作成内訳」及び 3-1-4-3 「完成図書表紙の様式」を参照すること

(3) 電子納品データ

電子納品については、「川崎市電子納品要領」及び「電子納品に係る補完説明資料 (川崎市上下水道局)」を参照すること。

※ 受注者は、完成検査時には、本マニュアル巻頭の「水道工事における作成書類の流れ」の検査の欄に「○及び△」がついている書類が必要となる。

(当該工事において作成する必要が無い書類は除く。)

7-2-1 工事完成届

受注者は、工事を完成したときは、「工事完成届」を監督員へ提出しなければならない。

(標準仕様書 1-1-1-24 1.工事完成届の提出)

工事完成届 (指定様式・記載例)

	一般監督員	主任監督員	総括監督員
<p style="font-size: 24px; margin: 0;">工 事 完 成 (一 部 完 成) 届</p> <p style="margin: 5px 0;">(あて先) 令和 年 月 日 川崎市上下水道事業管理者</p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">受注者</p> <p style="margin: 5px 0 0 150px;">住 所 <u>川崎市〇〇区〇〇町3丁目2番地</u></p> <p style="margin: 5px 0 0 150px;">商号又は名称 <u>株式会社 〇〇〇〇</u></p> <p style="margin: 5px 0 0 150px;">代 表 者 名 <u>代表取締役 〇〇 〇〇</u></p> <p style="margin: 20px 0 0 100px;">次の工事が () したので届け出ます。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin: 0 0 0 120px;"> <input checked="" type="checkbox"/> 完 成 <input type="checkbox"/> 一 部 完 成 </div>			
契 約 番 号	1234567890		
工 事 名	〇〇丁目400mm～100mm配水管布設替工事		
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
工 事 場 所	自：〇〇区〇〇丁目・・・・		
請 負 金 額	21,600,000円		
完 成 年 月 日	令和 年 月 日		
備 考	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		

7-2-2 工事引渡書

発注者は、検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときには、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

受注者は、「工事引渡書」を監督員へ提出しなければならない。

(契約書第 32 条 検査及び引渡し)

工事引渡書 (指定様式・記載例)

<p style="margin: 0;">工 事 引 渡 書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">(宛先)川崎市上下水道事業管理者</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">住 所 川崎市〇〇区〇〇町 3 丁目 2 番地 商号又は名称 株式会社 〇〇〇〇 代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇</p> <p style="margin: 0;">次の工事は、____年__月__日完成検査に合格しましたので、局に引渡しをします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">契 約 番 号</td> <td colspan="11">123456</td> </tr> <tr> <td>工 事 名</td> <td colspan="11">〇〇丁目400mm~100mm配水管布設替工事</td> </tr> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td colspan="11">自：〇〇区〇〇丁目・・・・</td> </tr> <tr> <td>契 約 金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"> 億</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"> 百万</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"> 千</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"> 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">¥</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>引 渡 し</td> <td colspan="11">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>不適合責任期限</td> <td colspan="11">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="11" style="height: 100px;"></td> </tr> </table>												契 約 番 号	123456											工 事 名	〇〇丁目400mm~100mm配水管布設替工事											工 事 場 所	自：〇〇区〇〇丁目・・・・											契 約 金 額				億				百万			千			円					¥	2	1	6	0	0	0	0	0	0	0	引 渡 し	令和 年 月 日											不適合責任期限	令和 年 月 日											備 考											
契 約 番 号	123456																																																																																																																
工 事 名	〇〇丁目400mm~100mm配水管布設替工事																																																																																																																
工 事 場 所	自：〇〇区〇〇丁目・・・・																																																																																																																
契 約 金 額				億				百万			千			円																																																																																																			
				¥	2	1	6	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																			
引 渡 し	令和 年 月 日																																																																																																																
不適合責任期限	令和 年 月 日																																																																																																																
備 考																																																																																																																	

7-3 既済部分検査

既済部分検査は、契約工期内の定められた時点において、契約で定められた出来高があるかどうかを確認して、出来高に応じた代価を支払うために行う施工途中段階の検査である。検査の結果、契約で定められた出来高が確認されれば、出来高に応じた対価が支払われる。

(標準仕様書 1-1-1-25 既済部分検査等)

既済部分検査の提出書類一覧

番号	書類名	摘要
1	既済部分検査請求書	既済部分完成時に提出
2	既済部分内訳書	既済部分完成時に提出
3	工事請負金請求内訳書	検査合格後に提出
4	請求書・支払金口座振替依頼書	検査合格後に提出

※請求書・支払金口座振替依頼書は、「7-2 完成検査」を参照のこと。

※ 受注者は、既済部分検査時には、本マニュアル巻頭の「水道工事における作成書類の流れ」の検査の欄に「○及び△」がついている書類及び既済部分に関する出来形・品質管理資料（写真を含む）が必要となる。

（当該工事において作成する必要が無い書類を除く。）

7-3-2 既済部分内訳書

受注者は、工事請負契約書第 39 条に基づく部分払いの請求を行うときは、検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

(標準仕様書 1-1-1-25 既済部分検査等)

既済部分内訳書 (指定様式・記載例)

事業区分 <u>水道工事</u> 工事区分 <u>管路工事</u>		一般監督員	主任監督員	総括監督員
<h2>既 済 部 分 内 訳 書</h2>				
(あて先) 川崎市上下水道事業管理者		令和 年 月 日		
受注者				
住 所 <u>川崎市〇〇区〇〇町3丁目2番地</u>				
商号又は名称 <u>株式会社 〇〇〇〇</u>				
代 表 者 名 <u>代表取締役 〇〇 〇〇</u>				
契約番号	1234567890			
工事名	〇〇丁目400mm～100mm配水管布設替工事			
工期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで			
工事場所	自：〇〇区〇〇丁目・・・・・・			
名称(区分・工種等)	単位	出来高数量 (総高) (累計) (今回)	金額 (総高) (累計) (今回)	摘要
管路工事		10		単価・金額欄の入力は不要
	式	10		
管路工(開設)		10		
	式	10		出来高時 上段:総出来高数量等 中段:累計出来高数量等 下段:今回出来高数量等 ※累計出来高欄 前回までの累計数量及び金額とする。
管路土工		10		
	式	10		
		10		
	式	10		
以下 直接工事費				
共通仮設				継続用紙が続くときは、通し番号を記入
共通仮設費				
No. 1				

契約番号	1234567890			
工事名	〇〇丁目400mm～100mm配水管布設替工事			
名称(区分・工種等)	単位	出来高数量 (総高) (累計) (今回)	金額 (総高) (累計) (今回)	摘要
運転費		10		
		10		
	式	10		
準備費		10		
		10		
	式	10		
役務費		10		
		10		
	式	10		
技術管理費		10		
		10		
	式	10		
営繕損料		10		
		10		
	式	10		
労務者輸送費		10		
		10		
	式	10		
安全費		10		
		10		
	式	10		
環境対策費		10		
		10		
	式	10		
純工事費		10		
		10		
	式	10		
現場管理費		10		
		10		
	式	10		
工事原価		10		
		10		
	式	10		
一般管理費		10		
		10		
	式	10		
工事価格		10		
		10		
	式	10		

7-3-3 工事請負金請求内訳書

工事請負契約書第 39 条に基づき、請求金額を算出すること。

工事請負金請求内訳書（指定様式・記載例）

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">一般監督員</td> <td style="font-size: small;">主任監督員</td> <td style="font-size: small;">総括監督員</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	一般監督員	主任監督員	総括監督員			
一般監督員	主任監督員	総括監督員					
<h2 style="margin: 0;">工事請負金請求内訳書（第 1 回）</h2>							
令和 年 月 日							
(あて先) 川崎市上下水道事業管理者							
受注者							
住 所 <u>川崎市〇〇区〇〇町 3 丁目 2 番地</u>							
商号又は名称 <u>株式会社 〇〇〇〇</u>							
代 表 者 名 <u>代表取締役 〇〇 〇〇</u>							
契約番号	1234567890						
工 事 名	〇〇丁目 400mm～100mm配水管布設替工事						
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで						
工 事 場 所	自：〇〇区〇〇丁目・・・・・・						
請 負 金 額	21,600,000 円						
単年度契約の場合							
① 今 回 出 来 高	10,000,000						
② 前 払 金 額	8,640,000	前金払をしない場合は0					
③ 請 負 金 額	21,600,000						
④ 今 回 前 払 充 当 額	3,600,000	$(② \times 0.9) \times ① / ③$					
⑤ 今 回 請 求 額	5,400,000	$① \times 0.9 - ④$ ただし、完成回については残額					
⑥ うち消費税及び地方消費税の相当額	400,000						
継続費又は債務負担行為に係る契約の場合							
① 今 回 出 来 高							
② 出 来 高 超 過 額		超過していない場合は0					
③ 当 年 度 前 払 金 額		前金払をしない場合は0					
④ 当 年 度 出 来 高 予 定 額							
⑤ 今 回 前 払 充 当 額		$(① - ②) \times ③ / ④$					
⑥ 今 回 請 求 額		$① \times 0.9 - ⑤$ ただし、完成回については残額					
⑦ うち消費税及び地方消費税の相当額							

注意: 記載例は消費税率8%

7-4 一部完成検査

一部完成検査は、工事の完成前に、設計図書で予め指定された部分の工事目的物が完成した場合に、受注者から指定部分の完成通知を受けた日から14日以内に行う。

この検査に合格すれば、部分払金の支払いを行い、引渡しが行われる。

(標準仕様書 1-1-1-25 既済部分検査等)

一部完成検査時の契約関係書類提出一覧(受注者)

番号	書類名	摘要
1	工事一部完成届	指定部分の完成時に提出
2	既済部分内訳書	指定部分の完成時に提出
3	工事引渡書	一部完成検査合格後に提出
4	工事請負金請求内訳書	一部完成検査合格後に提出
5	請求書・支払金口座振替依頼書	一部完成検査合格後に提出

※上表2、4については、「7-3 既済部分検査」を参照し、
上表3、5については、「7-2 完成検査」を参照すること。

※ 受注者は、一部完成検査時には、本マニュアル巻頭の「水道工事における作成書類の流れ」の検査の欄に「○及び△」がついている書類及び既済部分に関する出来形・品質管理資料(写真を含む)が必要となる。

(当該工事において作成する必要が無い書類は除く。)

7-4-1 工事一部完成届

受注者は、設計図書で定められている指定された部分の工事が完成した場合は、「工事一部完成届」を、監督員へ提出しなければならない。

(工事請負契約第 41 条 部分引渡し)

工事一部完成届 (指定様式・記載例)

	一般監督員	主任監督員	総括監督員
<p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">工事 完成 (一部完成) 届</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(あて先) 川崎市上下水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">受注者</p> <p style="text-align: right;">住 所 <u>川崎市〇〇区〇〇町 3 丁目 2 番地</u></p> <p style="text-align: right;">商号又は名称 <u>株式会社 〇〇〇〇</u></p> <p style="text-align: right;">代 表 者 名 <u>代表取締役 〇〇 〇〇</u></p> <p>次の工事が (<input type="checkbox"/> 完 成)) したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 完 成 <input checked="" type="checkbox"/> 一 部 完 成 </p>			
契 約 番 号	1234567890		
工 事 名	〇〇丁目 400mm~100mm配水管布設替工事		
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
工 事 場 所	自 : 〇〇区〇〇丁目		
請 負 金 額	21,600,000円		
完 成 年 月 日	令和 年 月 日		
備 考	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		

7-5 中間検査

中間検査は、設計図書において対象と定められた工事について、設計図書で定められた段階で実施するものであり、主たる工種が不可視となる工事の埋戻しの前等、施工上の重要な変化点等において、設計図書との整合を確認しておき、できるだけ手戻りを少なくする等の目的で行われる検査である。検査結果が設計図書と適合するものであっても、代価の支払や引渡しはない。

(標準仕様書 1-1-1-26 中間検査)

受注者は、中間検査までに、施工した部分の出来形・品質管理資料（写真含む）を準備しておかななくてはならない。

8. 中間前払金

受注者は、本マニュアル「1-5 前払金」における中間前払金の選択に係る届出書において、中間前払金の支払いを選択した場合、「川崎市上下水道局公共工事中間前払金取扱要綱」に従い、中間前払金を請求することができる。

(標準仕様書 1-1-1-25 7.中間前払金の請求)

(川崎市上下水道局公共工事中間前払金取扱要綱)

8-1 中間前払金の選択に係る届出書

受注者は、中間前払金請求の有無について、**前払金請求時に**中間前払金の選択に係る届出書により発注者へ提出しなければならない。

中間前払金の選択に係る届出書 (指定様式・記載例)

第1号様式

中間前払金の選択に係る届出書

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市上下水道事業管理者

住 所 川崎市〇〇区〇〇町
〇丁目〇番地

商号又は名称 株式会社 〇〇〇〇

代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

次に掲げる工事については、中間前払金を選択 **します** (しません) ので、届けます。

契約番号	123456789
件名	〇〇丁目400mm～100mm配水管布設替工事
履行場所	〇〇区〇〇丁目・・・
工期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

注1 前払金請求時に届出してください。

注2 中間前払金を選択した場合は、内払の請求はできません(川崎市上下水道局公共工事中間前払金取扱要綱第2条第2項に定める場合を除く。)。また、内払を請求する場合は、中間前払金の請求はできません(川崎市上下水道局公共工事中間前払金取扱要綱第2条第3項に定める場合を除く。)

8-2 中間前払金認定請求書

受注者は、中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係わる認定を受ける必要があることから、発注者へ「中間前払金認定請求書」を提出しなければならない。

中間前払金認定請求書（指定様式・記載例）

第2号様式	
中間前払金認定請求書	
令和 年 月 日	
(あて先) 川崎市上下水道事業管理者	
住 所	川崎市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
商号又は名称	株式会社 〇〇〇〇
代表者職氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
次の工事について、中間前払金の請求をしたいので、要件を具備していることの認定を請求します。	
契約番号	124567890
件名	〇〇丁目400mm～100mm配水管布設替工事
履行場所	自：〇〇区〇〇丁目・・・・
契約年月日	令和 年 月 日
請負金額 (契約変更があった場合は変更後の金額)	21,600,000 円
工期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
摘要	

注1 認定資料として、工事履行報告書（第3号様式）を添付してください。

注2 認定に必要な資料として「工事の進捗状況を表示した工程表」、「工事写真」等の提出を求めることがあります。

8-3 工事履行報告書

受注者は、中間前払金を請求するときは、「中間前払金認定請求書」に「工事履行報告書」を添えて、発注者へ提出しなければならない。

工事履行報告書（指定様式・記載例）

第3号様式

工事履行報告書

令和 年 月 日現在

契約番号	1234567890		
件名	〇〇丁目400mm~100mm配水管布設替工事		
工期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
月別	予定工程 (%) () は、工程変更後	実施工程 (%) () は、予定工程との差	備考
令和X年5月	5 ()	5 (0)	
6月	10 ()	8 (2)	
7月	20 ()	15 (5)	
8月	35 ()	35 (0)	
9月	55 ()	50 (5)	
10月	85 (75)	75 (0)	10月1日変更契約
11月	95 (80)	80 (0)	
12月	100 (95)	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
備考			

注1 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入してください。

注2 「月別」欄が不足する場合は適宜増やしてください。

8-4 認定書

発注者は、受注者から中間前払金に係わる認定の請求があったときは、前払金を支払う条件に値するかを調査を実施し、その結果が妥当であると認めるときは認定書を受注者に交付するものとする。

認定書（指定様式・発注者から受領）

第4号様式	認 定 書	
	4川上水〇〇第〇〇号 令和 年 月 日	
	株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 様	
	川崎市上下水道事業管理者	△△ △△ 印 公印
次の工事について、進捗状況を調査したところ、中間前払金の請求ができる要件を具備していることを認定します。		
契 約 番 号	1234567890	
件 名	〇〇T目400mm～100mm配水管布設替工事	
履 行 場 所	自：〇〇区〇〇T目・・・・	
契 約 年 月 日	令和 年 月 日	
工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
請 負 金 額 (契約変更があった場合は変更後の金額)	21,600,000 円	
前 払 金 額	8,640,000 円	
中 間 前 払 金 額	4,320,000 円	
摘 要		

9. その他

9-1 部分使用承諾書

発注者は、工事目的物の引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。配水管布設替工事等においては、需要者への水道水の供給を停止することができないことから、新設の配水管を引渡し前に使用する場合がほとんどである。

(標準仕様書 1-1-1-27 部分使用)

(1) 作成

発注者は、受注者の部分使用についての意向を工事打合せ簿にて確認する。

(2) 承諾

受注者は、発注者からの発議内容を確認し、承諾書を作成する。

部分使用承諾書 (指定様式・記載例)

年月日：令和 年 月 日	
川崎市上下水道事業管理者 殿	
発信者：株式会社 ○○○○ 現場代理人 ○○ ○○	
工事の部分使用について	
標記について、下記のとおり部分使用することを、工事請負契約約款第34条第1項に基づき承諾する。	
記	
1. 使用目的	供用開始前に水質検査等実施のため
2. 使用部分	管、弁、栓
3. 使用期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
4. 使用者	工事担当課
5. その他	

9-2 工期延長申請書

受注者は、天候の不良、関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

(工事請負契約第 22 条 受注者の請求による工期の延長)

契約書第 16 条第 7 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 5 項、第 20 条、第 21 条第 3 項、第 22 条及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとする。

また、第 19 条第 5 項、第 20 条、第 21 条第 3 項、第 22 条の場合については、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。（標準仕様書 1-1-1-16 工期変更）

(1) 事前協議

受注者が工期の延長変更を請求する場合、工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する。

(2) 工期延長申請書の提出

受注者は、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、工期延長申請書に必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、監督員と協議する。

工期延長申請書（指定様式・記載例）

一般監督員	主任監督員	総括監督員

工 期 延 長 申 請 書

令和 年 月 日

(あて先)
川崎市上下水道事業管理者

受注者

住 所 川崎市〇〇区〇〇町3丁目2番地

商号又は名称 株式会社 〇〇〇〇

代 表 者 名 代表取締役 〇〇 〇〇

次の工事の工期延長について申請します。

契 約 番 号	1234567890
工 事 名	〇〇丁目400mm～100mm配水管布設替工事
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
工 事 場 所	自：〇〇区〇〇丁目・・・・・・
延 長 日 数	45日

延 長 理 由

本工事は、〇〇区〇〇丁目12番地先から〇〇区〇〇丁目35番地先において、φ400mmからφ100mmまでの配水管を布設替するものでありますが、次の理由により当初工期で完成させることが困難となったため、工期延長を申請したい。

(1) 〇〇区△丁目2-1番地先における試掘調査の結果、布設予定位置にNTTボックスカルバートが設置されていることが明らかとなった。それに伴い、道路占用位置の変更について、道路管理者等関係者との協議が必要となった。(30日間)

(2) 前述の道路占用位置の変更に伴い、舗装復旧工の範囲増加及び給水管付替工の延長増加が生じた。(15日間)